

証券コード 6069
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日 2024年6月3日)

株 主 各 位

東京都渋谷区東三丁目16番3号
トレンダーズ株式会社
代表取締役 会長
岡 本 伊 久 男

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので
ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の
以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.trenders.co.jp/ir/stockholder/meeting/>



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6069/teiji/>



当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権
を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のう
え、後述のご案内に従って2024年6月24日（月曜日）午後6時までに議決権を行
使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午後2時
[受付開始予定 午後1時30分]
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル5階
「EVENT SPACE EBiS303」カンファレンススペースBC
ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のう
え、お間違えのないようご注意ください。
本総会ではライブ配信及び事前の質問受付を予定しておりま
す。詳しくは6頁から7頁をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第24期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業
報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算
書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役5名選任の件
 - 第2号議案 監査役3名選任の件
4. 招集にあ
た
つ
て
の
決
定
事
項
 1. 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権を行使さ
れた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議
決権行使としてお取り扱いいたします。
 2. インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、
最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱い
いたします。
 3. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使
書において、賛否の表示がない場合は、賛成の表示があっ
たものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
- ① 事業報告
- 「企業集団の現況に関する事項」における次の事項
 - －主要な事業内容
 - －主要な営業所
 - －従業員の状況
 - －主要な借入先
 - 「会社の新株予約権等に関する事項」
 - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類
- 「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類
- 「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネットの各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月25日（火曜日）
午後2時（受付開始：午後1時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後6時到着分まで



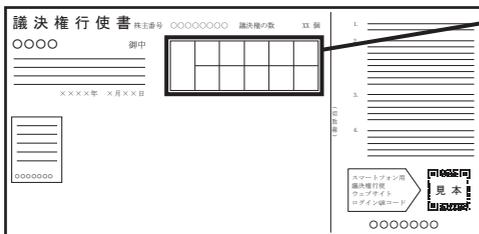
インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 33 票

○ ○ ○ ○ 印中

XXXXXXXX XX XXXX

インターネット投票用
議決権行使書
ウェブサイトに
ログインの場へ

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1・2号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9：00～21：00)

【留意事項】

- ・ライブ配信は、パソコン・スマートフォン等でご視聴いただくことができません。
- ・ライブ配信の視聴は、会社法上の株主総会への出席とは認められません。当日の質問、議決権行使、動議はできません。事前に議決権行使をお済ませください。
- ・通信障害等により、ライブ配信の乱れや視聴できないトラブルが生じた場合であっても、つなぎ直し等の対応はできません。後日配信予定の録画をご視聴ください。
- ・ご質問には、株主の皆さまのご関心が高い事項を中心に回答いたします。個別のご質問や、株主総会に適切ではないと判断されるご質問には回答できない場合があります。
- ・本留意事項のほか、インターネットによるライブ配信及びご質問に関する注意事項等を「トレンダーズ株式会社 第24回定時株主総会 質問・ライブ配信視聴受付フォーム」内に表示します。内容をご確認いただき、同意のうえでお申込みください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役5名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	
1	黒川涼子	代表取締役社長	再任
2	田中隼人	取締役CFO	再任
3	石川森生	社外取締役	再任 社外 独立
4	横山隆治	社外取締役	再任 社外
5	浜田健作	-	新任 社外

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式の 数
1	くろ かわ りょう こ 黒 川 涼 子 (1974年9月3日)	1997年4月 株式会社東京スタイル入社 2000年10月 テンプスタッフ株式会社入社 2004年9月 ドクターカナコ株式会社入社 2006年8月 当社入社 2012年7月 当社執行役員就任 2014年6月 当社取締役就任 2015年6月 当社取締役兼常務執行役員就任 2017年7月 当社取締役 副社長執行役員COO就任 2018年5月 株式会社BLT取締役就任 2018年5月 株式会社MimiTV代表取締役社長就任 2019年6月 株式会社BLT監査役就任 2020年4月 当社代表取締役社長就任（現任） 2022年2月 株式会社クレマンスラボラトリー取 締役就任（現任） 2023年10月 一般社団法人国際アートメイク療法 協会理事就任（現任）	10,000株
<選任理由> 黒川涼子氏は、2006年の入社以降、当社グループの基幹事業であるマーケティング事業の立ち上げと収益化及び事業拡大に多大なる貢献をしております。加えて、当社グループの役員を歴任することで当社グループの経営に携わり、長年に亘る経営及び事業統括の経験を有しております。これらの実績から適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	田中隼人 (1989年8月5日)	2014年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員CFO就任 2020年6月 当社取締役CFO就任(現任) 2022年2月 株式会社クレマン斯拉ボラトリー取締役就任(現任)	25,600株
<p><選任理由></p> <p>田中隼人氏は、2014年の入社以来、経理財務・IR・経営企画・M&A等に幅広く携わり、2018年以降は執行役員CFO、2020年6月以降は取締役CFOとして財務や会計に関する専門知識と経験を活かして当社グループの発展に貢献してまいりました。これらの実績から適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	石川森生 (1984年7月31日)	2008年4月 SBIホールディングス株式会社入社 2010年1月 SBIナビ株式会社(現・ナビプラス株式会社)設立 2011年6月 マガシーク株式会社入社 2014年1月 株式会社TUKURU設立、代表取締役社長就任 2016年2月 株式会社ディノス・セシール入社、CECO就任(現任) 2019年11月 Mr. Yook株式会社設立、代表取締役社長就任(現任) 2020年6月 当社社外取締役就任(現任)	0株
<p><選任理由及び期待される役割の概要></p> <p>石川森生氏は、会社経営に関する経験と知識に加え、数多くのEC事業責任者を歴任しており、当社の事業領域であるEC事業への豊富な見識を有しております。当該知見を活かして特にEC事業について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等頂くことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式の 数
4	よこやま りゅうじ 横 山 隆 治 (1958年9月29日)	1982年4月 株式会社旭通信社（現株式会社ADK ホールディングス）入社 1996年12月 デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム株式会社 代表取締役副社長就任 2008年7月 株式会社ADKインタラクティブ 代表取締役社長就任 2011年4月 有限会社シックス・サイト 代表取締役社長就任（現任） 2011年6月 株式会社デジタルインテリジェンス 代表取締役社長就任 2014年10月 株式会社ベストインクラスプロデュ ーサーズ取締役就任（現任） 2022年6月 当社社外取締役就任（現任）	0株
<p><選任理由及び期待される役割の概要></p> <p>横山隆治氏は、会社経営に関する経験と知識に加え、インターネット関連事業を提供する企業において長年に亘り数多くの事業に携わった経験により培った広告・マーケティング領域に関する豊富な見識を有しております。当該知見を活かして特にデジタルマーケティングの領域において専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等頂くことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式の 数
5	<p style="text-align: center;">※ はま だ けん さく 濱 田 健 作 (1974年10月27日)</p>	<p>2002年 4月 フューチャーシステムコンサルティング株式会社(現フューチャー株式会社)入社</p> <p>2005年 4月 株式会社アイスタイル入社</p> <p>2006年 9月 株式会社アイスタイル・マーケティングソリューションズ 取締役就任</p> <p>2015年 7月 株式会社アイスタイル 執行役員就任</p> <p>2018年 7月 株式会社アイスタイルSenior Vice President就任</p> <p>2021年 7月 株式会社アイスタイル 上級執行役員就任 (現任)</p> <p>2023年 7月 istyle China Co, Limited. 董事長兼 総経理就任 (現任)</p>	0株
<p><選任理由及び期待される役割の概要></p> <p>濱田健作氏は、当社のその他の関係会社である株式会社アイスタイルにて上級執行役員に就任しており、当社の事業領域である美容マーケティング領域への豊富な見識を有しております。このことから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものとし、新たに社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 横山隆治氏を除く各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 横山隆治氏と当社との間には、2023年3月期において160万円の業務委託などの取引がありましたが、現在は既に終了しているものであり、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係の観点から重要性はありません。
4. 濱田健作氏は、当社の大株主かつその他の関係会社である株式会社アイスタイルの業務執行者であり、その地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
5. 石川森生氏、横山隆治氏及び濱田健作氏は、社外取締役候補者であります。
6. 石川森生氏及び横山隆治氏は、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、石川森生氏が本株主総会終結の時をもって4年、横山隆治氏が本株主総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は、社外取締役 石川森生氏及び横山隆治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。なお、各氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定

であります。

8. 社外取締役候補者の濱田健作氏の選任が承認された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
9. 当社は、石川森生氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4.会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役3名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	
1	かく 郭 さん 翔 愛	常勤監査役	再任
2	はし 橋 おか 岡 ひろ 宏 なり 成	社外監査役	再任 社外 独立
3	すぎ 杉 やま 山 なお 直 や	—	新任 社外 独立

再任 再任監査役候補者

社外 社外監査役候補者

新任 新任監査役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式の 数
1	郭 翔 愛 <small>かく きん まい</small> (1978年7月29日)	2002年4月 三井物産株式会社入社 2007年6月 当社入社 2010年6月 当社取締役就任 2015年6月 当社取締役兼常務執行役員就任 2019年6月 株式会社BLT取締役就任 2020年4月 合同会社Tasuki代表社員就任 (現任) 2020年6月 当社常勤監査役就任 (現任)	105,000株
<選任理由> 郭翔愛氏は、当社の取締役として長年経営に携わり、会社経営及び当社の事業領域、実務全般に関する豊富な知識と経験を有しており、これらを常勤監査役として当社の監査に反映できるものと判断し、引き続き常勤監査役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式の 数
2	はし おか ひろ なり 橋 岡 宏 成 (1967年1月23日)	1991年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行 1998年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 國吉法律事務所入所 2004年9月 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン社外取締役就任 2007年6月 株式会社ユナイテッドアローズ社外監査役就任 2008年8月 ヴェスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立 パートナー弁護士（現任） 2009年3月 昭和情報機器株式会社社外監査役就任 2011年6月 当社社外監査役就任（現任） 2011年6月 株式会社エー・ピーカンパニー社外監査役就任 2014年6月 株式会社アイフリークホールディングス（現株式会社アイフリークモバイル）社外監査役就任 2015年7月 ノイルイミュン・バイオテック株式会社社外監査役就任（現任） 2018年6月 株式会社ロコガイド社外取締役（監査等委員）就任 2021年10月 株式会社くふうカンパニー社外取締役就任（現任）	0株
<p><選任理由及び期待される役割の概要></p> <p>橋岡宏成氏は、弁護士としての専門的な知識と経験を有しており、これらを社外監査役として当社の監査に反映できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を引き続き適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式の 数
3	<p style="text-align: center;">※</p> <p style="text-align: center;">すぎ やま なお や 杉 山 直 也 (1976年 4月26日)</p>	<p>1999年 4月 日本電気株式会社入社</p> <p>2004年 7月 株式会社マクロミル入社</p> <p>2009年 1月 株式会社ケイジャーズ設立 代表取締役社長就任（現任）</p> <p>2012年 4月 株式会社電通マクロミル取締役就任</p> <p>2012年 9月 株式会社マクロミル 取締役兼社長室長就任 韓国法人MACROMILL EMBRAIN 取締役就任</p> <p>2013年12月 株式会社電通マクロミルインサイト 取締役就任</p> <p>2016年10月 SATORI株式会社社外監査役就任 (現任)</p> <p>2018年11月 株式会社八戸DIME代表取締役就任 (現任)</p> <p>2020年 6月 TANPAC株式会社社外取締役就任 (現任)</p> <p>2021年 3月 株式会社オノフ社外取締役就任 (現任)</p>	0株
<p><選任理由及び期待される役割の概要></p> <p>杉山直也氏は、上場会社取締役や企業経営者への就任及び経営コンサルティング事業の展開により、数多くの企業の経営実務に携わってきたほか、社外役員を歴任することで会社経営に関する豊富な経験及び知識を有しております。これらを社外監査役として当社の監査に反映できるものと判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。</p>			

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 橋岡宏成氏及び杉山直也氏は、社外監査役候補者であります。

4. 橋岡宏成氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって13年となります。

5. 当社は、社外監査役 橋岡宏成氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 社外取締役候補者の杉山直也氏の選任が承認された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定

であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

7. 当社は、橋岡宏成氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。
8. 杉山直也氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員とする予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

<ご参考>スキルマトリクス

議案が承認されたのちの取締役及び監査役のスキルマトリクスは次のとおりであります。

氏名	役職	専門性・経験							
		企業経営	財務会計	法務	人事労務 人材開発 HR	事業領域 (PR)	事業領域 (EC)	事業領域 (デジタルマーケティング)	事業領域 (インベストメント)
黒川 涼子	代表取締役 社長	○			○	○	○	○	
田中 隼人	取締役 CFO	○	○		○				○
石川 森生	社外取締役	○					○		
横山 隆治	社外取締役	○						○	
濱田 健作	社外取締役	○				○	○	○	
郭 翔愛	常勤監査役	○			○				
橋岡 宏成	社外監査役			○					
杉山 直也	社外監査役	○		○	○				

(注) 上記のスキルマトリクスは、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループが属するインターネット広告市場は、社会のデジタル化に伴って着実に成長を続けており、2023年の市場規模は3兆3,330億円（前年比7.8%増）となりました。同年の日本の総広告費は7兆3,167億円（前年比3.0%増）で、調査が開始されてから過去最高を更新しておりますが、インターネット広告費は日本の総広告費の45.5%を占めており、インターネット広告が広告市場全体を支え、牽引している状況といえます。（株式会社電通「2023年 日本の広告費」）。

インターネットが社会全体のインフラとなっている現在、インターネットでアクセスできる各種プラットフォームやWebサイト、Webサービス等は、生活者にとって欠かせない情報源です。中でも、多種多様なアカウントより発信される情報をリアルタイムで入手できるSNSは、生活者の意識や購買行動に与える影響力を増しており、企業においても、SNSを活用したマーケティングに注力する動きが加速しております。

こうした環境のもと、当社グループにおいては、事業の選択と集中を図りながら、更なる成長を見据えた事業投資を実施しつつ、顧客企業及び生活者のニーズに合致するSNSを軸としたマーケティングソリューションの開発・提供に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	5,673,575千円	前期比37.6%減
営業利益	788,792千円	前期比22.0%減
経常利益	773,946千円	前期比24.3%減
親会社株主に帰属する 当期純利益	479,688千円	前期比32.3%減

(注) 上記の売上高の減少要因としては、当期首より、マーケティング事業の一部取引について契約内容の変更を行い、売上高がグロス（総額）計上からネット（純額）計上となった影響（前期比39.8%減）を含んでおります。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

①マーケティング事業

マーケティング事業は、「美容マーケティング領域」「メディカルマーケティング領域」の2領域から構成されます。各領域の内容は以下のとおりであります。

<美容マーケティング領域>

主に美容カテゴリの顧客企業に向けたSNSマーケティング支援

<メディカルマーケティング領域>

美容クリニックに向けたマーケティング・運営DX支援とクリニック専売品の開発・販売

本事業においては、事業の選択と集中によって美容カテゴリ以外のインフルエンサーサービスや自社メディアにおいて減収となった一方、堅調なSNSマーケティング需要を背景として、美容カテゴリのインフルエンサーサービス及び自社美容メディアであるMimiTVが好調に推移してまいりました。

また、当期及び来期を投資期と位置づけてMimiTVにおける大型プロモーション施策を実施し、広告宣伝費が大幅に増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	5,544,558千円	前期比33.7%減
セグメント利益	848,113千円	前期比9.6%減

(注) 上記のマーケティング事業の売上高の減少要因としては、前述のとおり、一部取引について契約内容の変更を行い、売上高がグロス計上からネット計上となった影響（前期比43.3%減）を含んでおります。

②インベストメント事業

インベストメント事業は、保有する資金を効果的、効率的に運用するため、非上場会社等への投資を行っております。

本事業においては、営業投資有価証券として保有する社債の利息収益、及び営業投資有価証券の売却による売上高及び利益を計上しました。前期は2件の営業投資有価証券の譲渡（売上高642百万円、営業利益103百万円）が発生しましたが、当期は1件のみ発生しました。また、当第4四半期連結会計期間において、保有する営業投資有価証券の評価損失を計上しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	129,017千円	前期比82.3%減
セグメント利益	70,989千円	前期比62.3%減

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は91,132千円で、その主な内容は、連結子会社の新規店舗設立によるもの及び自社メディアにおけるソフトウェアの開発によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は一時的な運転資金の確保のため金融機関からの借入を行っており、当連結会計年度末の短期借入金の残高は1,501,500千円であります。

また、第三者割当による自己株式の処分により653,251千円、新株予約権の行使請求に伴い、363,800株を発行し121,509千円を調達いたしました。

(4) 重要な企業再編等の状況

2023年4月1日付で、CARAFUL株式会社の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

また、2023年3月末時点で持分法適用の関連会社としていた一般社団法人涼香会について、第1四半期連結会計期間において、追加の資金貸付等の取引が発生し、当社が支配力を有することとなったため、連結の範囲に含めております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2021年3月期)	第22期 (2022年3月期)	第23期 (2023年3月期)	第24期 (当連結会計年度 (2024年3月期))
売上高(千円)	3,333,434	6,557,825	9,088,552	5,673,575
経常利益(千円)	461,418	591,790	1,022,238	773,946
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	311,636	399,768	708,820	479,688
1株当たり当期純利益(円)	43.91	55.96	98.68	65.69
総資産(千円)	3,776,311	4,711,576	5,428,668	6,788,005
純資産(千円)	2,487,647	2,792,212	3,377,943	4,137,040
1株当たり純資産額(円)	349.51	388.85	469.16	517.48

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2021年3月期)	第22期 (2022年3月期)	第23期 (2023年3月期)	第24期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高(千円)	2,872,217	5,570,416	9,069,941	5,528,689
経常利益(千円)	267,665	192,939	1,033,417	788,095
当期純利益(千円)	180,391	139,655	1,140,818	544,016
1株当たり当期純利益(円)	25.42	19.55	158.82	74.49
総資産(千円)	3,624,715	4,327,761	5,439,054	6,969,275
純資産(千円)	2,325,905	2,371,445	3,389,175	4,367,484
1株当たり純資産額(円)	326.77	330.20	470.72	546.31

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

子会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社クレマン スラボラトリー	1,000千円	100.0%	化粧品等の企画、 開発、販売業等
CARAFUL株式会社	20,000千円	100.0%	インフルエンサー マーケティング事 業等
一般社団法人涼香会	-	-	美容クリニックの 運営等

(注) 2023年3月末時点で持分法適用の関連会社としていた一般社団法人涼香会について、当連結会計年度において追加の資金貸付等の取引が発生し当社が支配力を有することとなったため、連結の範囲に含めております。

(7) 対処すべき課題

当社グループでは、以下の事項を主要な課題として認識し、今後も持続的な成長を図ってまいります。

① 競争力のあるマーケティングサービスの開発

当社グループの主力事業である、マーケティング事業の美容マーケティング領域が属するインターネット広告市場は、市場が順調に拡大している一方で、トレンドが移り変わるスピードは非常に速く、かつ競争環境は年々激化しております。そのような中、当社グループが継続的に収益を拡大させていくためには、競争力のあるサービスを開発し、マーケティングのプロ集団として顧客企業へ価値を提供し続ける必要があります。そのため、インフルエンサーマーケティングやMimiTVなどの継続的な進化に加えて、美容領域のマーケティングに特化した事業部を配置するなど、各個人及びチームの専門性を一層高めることに注力してまいります。

② 新規事業の立ち上げ及び収益化

当社グループの次なる収益の柱として、新規事業の立ち上げ及び収益化が課題だと認識しております。当連結会計年度より本格的に開始したメディカルマーケティング領域について、収益化に向け、引き続き事業投資を積極的に行ってまいります。

③ 働きやすい環境の整備

当社グループの継続的な成長のためには、能力と意欲を兼ね備え、当社グループの文化や価値観に共感する人材が最大限のパフォーマンスを発揮することが重要であると考えております。そのため、業務の目的に合わせてオフィスワークとリモートワークを併用する働き方やフレックスタイム制度の導入、休暇制度の拡充など、多様な働き方が実現できる職場環境の整備を推進しております。また、性別や年齢・年次といった属性に関わらず機会が与えられる環境の構築として、女性活躍やD&I（ダイバーシティ&インクルージョン）の推進に取り組んでまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の最大化のためコーポレート・ガバナンスの実効性を重視し、内部統制の継続的な強化を推進しております。また、当社グループの事業に関連する法規制や法改正、社会的要請等にも適切な対応をすべく、引き続き内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社グループは事業運営上、多くの個人情報を含む機密情報を保有しております。そのため、個人情報等の機密情報の保護に関しては重要課題であると認識しており、社内規程の厳格な運用、機密情報の取り扱いに関する定期的な社内教育及び研修の実施、セキュリティシステムの整備を行い、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマーク（Pマーク）も取得しております。今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,992,600株
- (3) 株主数 2,495名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ア イ ス タ イ ル	2,450,585株	30.66%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	539,500	6.75
光 通 信 株 式 会 社	539,200	6.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	384,900	4.82
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常 任 代 理 人 (株) 三 菱 U F J 銀 行)	278,900	3.49
NOMURA PB NOMINESS LIMITED OMNIBUS- M A R G I N (C A S H P B) (常 任 代 理 人 (株) 野 村 證 券 (株))	200,000	2.50
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	155,900	1.95
山 沢 滋	140,700	1.76
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	120,500	1.51
J P M O R G A N S E C U R I T I E S P L C (常 任 代 理 人 (株) J P モ ル ガ ン 証 券 (株))	120,483	1.51

(注) 当社は、自己株式の保有はありません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年2月14日開催の取締役会決議に基づき、2024年3月19日付で株式会社アイスタイルを割当先とした第三者割当による自己株式605,985株の処分を行っております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	岡本伊久男	会長
代表取締役	黒川涼子	社長 ㈱クレマン斯拉ボラトリー 取締役 一般社団法人国際アートメイク療法協会 理事
取締役	田中隼人	CFO ㈱クレマン斯拉ボラトリー 取締役
取締役	本田哲也	㈱本田事務所 代表取締役社長 HONDA OFFICE SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director
取締役	石川森生	Mr. Yook(株) 代表取締役社長 ㈱デイノス・セシール CECO
取締役	横山隆治	(有)シックス・サイト 代表取締役社長 ㈱ベストインクラスプロデューサーズ取締役
常勤監査役	郭翔愛	(同)Tasuki 代表社員
監査役	都賢治	税理士 ㈱アルタス 代表取締役 ㈱アイスタイル 社外監査役 ㈱サイバー・バズ 社外取締役（監査等委員）
監査役	橋岡宏成	弁護士 ㈱くふうカンパニー 社外取締役 ノイルイミュン・バイオテック(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役 本田哲也氏、取締役 石川森生氏及び取締役 横山隆治氏は社外取締役であります。
2. 監査役 都賢治氏及び監査役 橋岡宏成氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 本田哲也氏及び取締役 石川森生氏、監査役 都賢治氏及び監査役 橋岡宏成氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 監査役 都賢治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結して

おります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社（一般社団法人涼香会を除く）の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針に係る事項

当社は、2023年6月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を、以下の内容で決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針

1. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針並びに各報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

< 社内取締役・社外取締役共通の方針 >

- (1) 報酬委員会に、本方針に沿った取締役の報酬等の案の策定を委任する。
- (2) 報酬委員会の構成は経産省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」等に準拠することを前提とする。
- (3) 報酬等の種類は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用しない。なお、年間の金銭報酬額として決定した額を12等分した額を、月例の固定金銭報酬（以下「固定報酬」という）とする。
- (4) 2006年2月8日の臨時株主総会決議に基づき、取締役の報酬総額は年額200,000千円を限度とする。

< 社内取締役に關する方針 >

- (1) 役職に応じた報酬基準額を、当社の過去実績や他の国内企業の社内取締役に對する固定報酬に関する調査結果、同種又は同規模の国内企業の取締役報酬額を参考定めたうえで、以下を勘案のうえで報酬委員会により

策定し、決定する。

- (イ) 前期の当社グループの業績
- (ロ) 前期に当社グループ内で担った役割
- (ハ) 当期に当社グループ内で担う役割

(2) 取締役としての報酬と委任型執行役員としての報酬は区分せず、各取締役兼委任型執行役員の報酬額の合計が、取締役報酬総額の枠内となるよう配分する。

< 社外取締役に関する方針 >

以下を勘案のうえで報酬委員会により策定し、決定する。

- (1) 第三者が実施した、他の国内企業の社外取締役に對する固定報酬に関する調査結果
- (2) 経歴等より期待される貢献

2. 取締役に對し報酬等を与える時期

固定報酬は任期中となる7月から翌年の6月までの職務の執行の対価として定期的に支払うものとし、毎月末において締め切り、翌月25日に支払うものとする。ただし、支払日が休日若しくは銀行休業日に当たるときはその前営業日に繰り上げて支払う。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

当社では、取締役の個人別の報酬等の額の決定における独立性及び客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として任意で報酬委員会を設置しております。なお、報酬委員会の策定した、取締役の個人別の報酬等の内容に関する原案（以下「報酬原案」）を尊重して、取締役会が取締役の個人別の報酬等の額を決定しております。

< 報酬委員会 >

(1) 報酬委員会の構成

報酬委員会委員長 本田 哲也（社外取締役）

報酬委員 都 賢治（社外監査役）、橋岡 宏成（社外監査役）、

岡本伊久男（代表取締役会長）、黒川涼子（代表取締役社長）

(2) 報酬委員会の活動目的

取締役報酬等の内容の決定方針に従い、報酬原案を策定すること。なお、報酬等とは金銭報酬及び非金銭報酬をいい、当事業年度の取締役に對する報酬等について、所定の報酬等とは別に臨時に報酬（報酬に類するものを含む）が発生する場合には、臨時報酬等についても、報酬原案策定の対象とする。

②2023年7月より2024年6月における取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、社外取締役を委員長とした報酬委員会において、審議・提案され、報酬委員会の答申を受けて取締役会で決議しているため、その内容が当該方針に沿うものであると判断しています。

③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

	人数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		
			基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬
取締役 (うち社外取締役)	6 (3)	106,324 (14,400)	106,324 (14,400)	-	-
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	8,400 (4,800)	8,400 (4,800)	-	-
合計 (うち社外役員)	9 (5)	114,724 (19,200)	114,724 (19,200)	-	-

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年2月8日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内と定められております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年2月8日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と定められております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役 本田哲也氏は、(株)本田事務所の代表取締役社長及びHONDA OFFICE SINGAPORE PTE. LTD. のManaging Directorであります。当社と(株)本田事務所及びHONDA OFFICE SINGAPORE PTE. LTD. との間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役 石川森生氏は、Mr. Yook(株)の代表取締役社長及び(株)ディノス・セシールのCECOであります。当社とMr. Yook(株)及び(株)ディノス・セシールとの間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役 横山隆治氏は、(有)シックス・サイトの代表取締役社長及び(株)ベストインクラスプロデューサーズの取締役であります。当社と(有)シク

ス・サイトとの間には、2023年度において160万円の業務委託等の取引がありました。現在は既に終了しているものであり、また当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係の観点から重要性はありません。当社と㈱ベストインクラスプロデューサーズとの間に特別な関係はありません。

- ・ 監査役 都賢治氏は、㈱アルタス代表取締役、㈱アイスタイル社外監査役及び㈱サイバー・バズ社外取締役（監査等委員）であります。㈱アイスタイルは当社の大株主であり、その他の関係会社であります。当社と㈱アルタス及び㈱サイバー・バズとの間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役 橋岡宏成氏は、㈱くふうカンパニー社外取締役及びノイルイミュン・バイオテック㈱社外監査役であります。当社と㈱くふうカンパニー及びノイルイミュン・バイオテック㈱との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

		出席・発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務
取締役	本田 哲也	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、会社経営やマーケティング・PR事業に関する知識と経験から意見を述べるなど、取締役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定及び主にPR事業に関する意思決定について、中立かつ客観的な観点から議論に参加することで、取締役会に対する監督機能を担っております。また、報酬委員会委員長として取締役の報酬等の客観性、合理性維持に貢献しております。
取締役	石川 森生	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、会社経営やマーケティング・EC事業に関する知識と経験から意見を述べるなど、取締役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の意思決定及び主にEC事業に関する意思決定について、中立かつ客観的な観点から議論に参加することで、取締役会に対する監督機能を担っております。
取締役	横山 隆治	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、会社経営やデジタルマーケティング・PR事業に関する知識と経験から意見を述べるなど、取締役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の意思決定及び主にPR事業に関する意思決定について、中立かつ客観的な観点から議論に参加することで、取締役会に対する監督機能を担っております。
監査役	都 賢治	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会13回のうち12回に出席し、主に税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会委員として取締役の報酬等の客観性、合理性維持に貢献しております。
監査役	橋岡 宏成	当事業年度に開催された取締役会16回の全て、監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会委員として取締役の報酬等の客観性、合理性維持に貢献しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC J a p a n 有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,250千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,250千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などを検討し、職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つであると認識しており、事業投資による利益成長、企業価値向上を最優先事項としつつ、一時的に業績のブレが生じても安定的に還元ができるよう「1株当たり配当額の継続的な増加」と「DOE（純資産配当率）4%以上」を配当の基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、2024年5月14日の取締役会決議により1株当たり金26円といたしました。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,397,589	流動負債	2,615,973
現金及び預金	3,209,250	買掛金	643,970
受取手形	2,200	短期借入金	1,501,500
売掛金	1,377,383	未払法人税等	147,465
契約資産	24,191	契約負債	41,774
営業投資有価証券	1,518,346	未払消費税等	2,558
商品	42,803	その他	278,703
仕掛品	36,605	固定負債	34,991
その他	188,126	資産除去債務	27,241
貸倒引当金	△1,317	その他	7,750
固定資産	390,416	負債合計	2,650,965
有形固定資産	116,724	(純資産の部)	
建物	142,385	株主資本	4,133,225
減価償却累計額	△34,616	資本金	629,756
工具、器具及び備品	52,366	資本剰余金	765,818
減価償却累計額	△43,411	資本準備金	304,372
無形固定資産	124,422	その他資本剰余金	461,445
のれん	67,422	利益剰余金	2,737,651
ソフトウェア	43,430	その他利益剰余金	2,737,651
その他	13,570	繰越利益剰余金	2,737,651
投資その他の資産	149,269	その他の包括利益累計額	2,785
敷金	61,418	その他有価証券評価差額金	2,785
繰延税金資産	38,395	新株予約権	1,028
その他	49,455	純資産合計	4,137,040
資産合計	6,788,005	負債・純資産合計	6,788,005

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,673,575
売 上 原 価		2,611,765
売 上 総 利 益		3,061,810
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,273,017
営 業 利 益		788,792
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,035	
助 成 金 収 入	5,302	
雑 収 入	1,218	
そ の 他	100	7,656
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,319	
支 払 手 数 料	2,792	
資 金 調 達 費 用	11,218	
そ の 他	171	22,503
経 常 利 益		773,946
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	3	3
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	934	934
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		773,014
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	285,924	
法 人 税 等 調 整 額	7,402	293,326
当 期 純 利 益		479,688
親 會 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		479,688

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,218,702	流動負債	2,582,136
現金及び預金	3,044,279	買掛金	640,841
受取手形	2,200	短期借入金	1,500,000
売掛金	1,364,628	未払金	97,365
契約資産	24,191	未払費用	146,959
営業投資有価証券	1,518,346	未払法人税等	140,064
商品	40,442	契約負債	40,580
仕掛品	36,605	預り金	9,511
前渡金	12,972	その他	6,813
前払費用	47,684	固定負債	19,653
その他	128,739	資産除去債務	19,653
貸倒引当金	△1,388		
固定資産	750,572		
有形固定資産	45,267	負債合計	2,601,790
建物	70,811	(純資産の部)	
減価償却累計額	△32,097	株主資本	4,363,669
工具、器具及び備品	49,887	資本金	629,756
減価償却累計額	△43,334	資本剰余金	765,818
無形固定資産	53,991	資本準備金	304,372
ソフトウェア	40,421	その他資本剰余金	461,445
その他	13,570	利益剰余金	2,968,095
投資その他の資産	651,313	その他利益剰余金	2,968,095
関係会社株式	131,115	繰越利益剰余金	2,968,095
関係会社長期貸付金	500,000	評価・換算差額等	2,785
敷金	61,418	その他有価証券評価差額金	2,785
長期前払費用	4,452	新株予約権	1,028
繰延税金資産	78,534		
貸倒引当金	△124,208	純資産合計	4,367,484
資産合計	6,969,275	負債・純資産合計	6,969,275

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,528,689
売 上 原 価		2,568,391
売 上 総 利 益		2,960,297
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,043,907
営 業 利 益		916,390
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,174	
受 取 管 理 料	6,120	
助 成 金 収 入	5,302	
そ の 他	324	17,920
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,975	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	124,228	
そ の 他	14,011	146,215
経 常 利 益		788,095
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	3	3
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	434	434
税 引 前 当 期 純 利 益		787,663
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	276,384	
法 人 税 等 調 整 額	△32,737	243,647
当 期 純 利 益		544,016

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

トレンダーズ株式会社

取締役会 御中

P w C J a p a n 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	光 廣	成 史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村	圭 佑

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トレンダーズ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンダーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

トレンダーズ株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	光 廣	成 史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村	圭 佑

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレンダーズ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

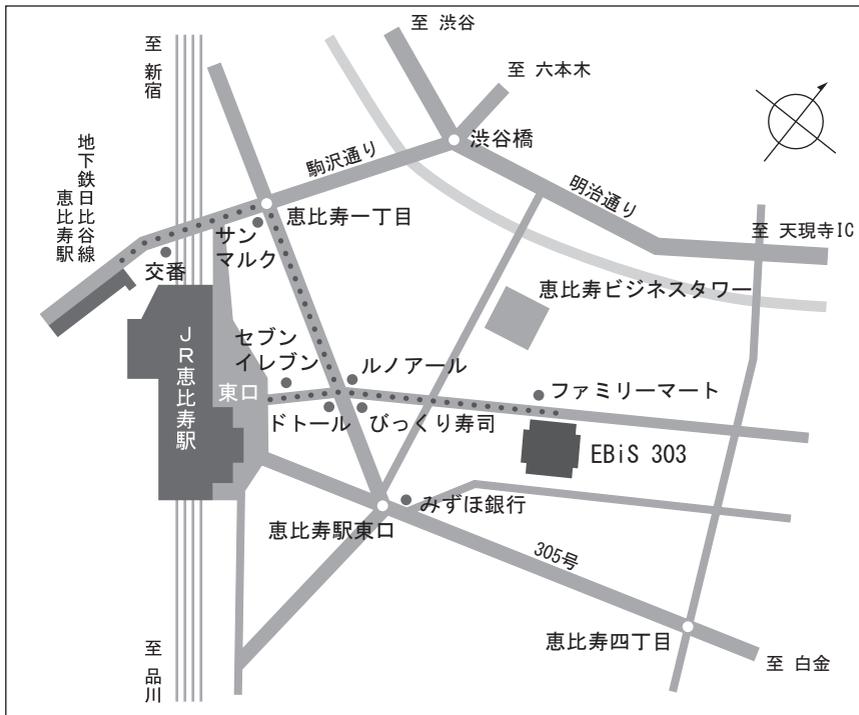
トレンダーズ株式会社 監査役会

常勤監査役	郭	翔	愛	㊟
社外監査役	都	賢	治	㊟
社外監査役	橋	岡	宏	㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号 エビスバルビル5階
「EVENT SPACE EBiS303」カンファレンススペースBC
電話番号 0120-303557 (フリーダイヤル)



(会場への交通機関)

- JR「恵比寿駅」下車
東口改札（3階）より徒歩約3分
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車
①番出口より徒歩約4分